

職場の熱中症対策義務化 身体冷却機器等の導入を支援する補助金の紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）	1
■ 2. 熱中症対策の義務化で事業者に求められる対応	2
■ 3. 熱中症対策に活用できる「エイジフレンドリー補助金」	2
3-1. エイジフレンドリー補助金とは	2
3-2. 熱中症対策コースの概要	3
3-3. その他のコースの概要	3
3-4. 対象者	5
3-5. 申請の流れ	5
■ 4. 東京都の「暑さに配慮した職場環境づくり支援事業」	6
■ 5. 最後に	8

～行政サービスに強いアスコエパートナーズのおすすめ無料サービスのご紹介～

◆人事異動シーズンの手続きのバタバタにお困りの方へ「申請サポートプラス」

◆自社に合った補助金を調べるのに苦労している方へ「補助金ナビ」

→詳しくは当りポートの巻末ページをご確認ください。

職場の熱中症対策義務化 身体冷却機器等の導入を支援する補助金の紹介

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT 補助など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・デジタル化・AI 導入補助金（旧：IT 導入補助金）
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらずさまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには審査で採択される必要があります
4. 補助金は事業実施後の交付となります
5. 補助金は返済不要です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

■ 2. 熱中症対策の義務化で事業者求められる対応

近年は猛暑日が増加し、屋外作業だけでなく工場や倉庫、店舗などの屋内作業においても熱中症リスクが高まっています。こうした状況を受けて、職場における熱中症による労働災害を防止するため、国は職場における対策強化を行っています。

令和7年6月から職場の熱中症対策が義務化

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、一定の条件下で行われる作業について、事業者による熱中症対策が義務化されました。

対象となるのは、WBGT（暑さ指数）28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれる作業です。業種や企業規模に関わらず対象作業が発生する場合は、すべての会社で対応が必要になります。

事業者には、主に次のような対応が求められています。

- ・熱中症の自覚症状がある人や異変に気付いた人が報告するための体制整備
- ・熱中症の症状悪化を防止するために必要な措置や実施手順の作成
- ・関係作業員への周知

こうした体制整備に加え、WBGT計（暑さ指数計）の導入や休憩場所の整備、冷却設備の設置など、職場環境の改善も重要になります。

熱中症は労働者の健康被害につながるだけでなく、労働災害の発生、生産性の低下など、事業運営にも影響を及ぼす可能性があります。

一方で、設備や機器等の導入にはコストがかかるため、対応に悩む事業者もあるかもしれません。そこで活用したいのが、国や自治体を実施する熱中症対策向けの補助金制度です。

■ 3. 熱中症対策に活用できる「エイジフレンドリー補助金」

3-1. エイジフレンドリー補助金とは

エイジフレンドリー補助金は、厚生労働省が実施する補助金制度で、高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や、専門家による指導を受けるための経費の一部を補助するものです。

令和7年度のエイジフレンドリー補助金では、「職場環境改善コース」の中に「熱中症対策プラン」が含まれていましたが、令和8年度からは「熱中症対策コース」が創設され、独立したコースとして申請できるようになりました。

3-2. 熱中症対策コースの概要

熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費について補助を受けることができます。

屋外作業や、室温 31 度以上または湿球黒球温度(WBGT) 28 度を超える屋内作業場が対象です。

<対象となる設備・装備の例>

- ・体温を下げるための機能のある服や装備（体温を下げる機能のある電動ファン付き作業服など）
- ・移動式スポットクーラー
- ・ミストファン
- ・アイススラリーまたは保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー
- ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）

【注意点】

- ・補助対象となるのは高年齢労働者の人数分のみとなります。
- ・令和 7 年度では WBGT 指数計は補助対象でしたが、令和 8 年度では補助対象外となっています。
- ・扇風機、送風機、サーキュレーター、気化式冷風機、水冷式エアコンや大容量スポットクーラー、保冷温庫、冷凍冷蔵庫などは補助対象外です。
- ・事業所の建物（屋根等）に遮熱性の高い塗料を塗布する工事や壁等に断熱材を組み込む工事は補助対象外です。

<補助額等>

- ・補助率：2 分の 1
- ・補助上限額：100 万円

3-3. その他のコースの概要

エイジフレンドリー補助金には、「熱中症対策コース」のほかに「専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）」、「コラボヘルスコース」もあります。

<専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）>

このコースは、次の 2 段階構造になっています。

- ・事業場に労働安全衛生に係る専門家を招いて高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントを受ける（第 1 段階）
- ・第 1 段階で専門家により優先度が高いと判断された職場環境改善等の取

組を実施（第2段階）

まず第1段階について交付申請・取組を実施、その後、第2段階について交付申請、取組を実施します。

第1段階を自社の安全衛生担当者が実施する場合には、第1段階の補助はありませんが、その実施結果を使用して直接第2段階を申請することもできます。

【第1段階】

(A) 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

- ・ 補助対象：労働安全衛生に係る外部専門家（労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全管理士または衛生管理士）による、高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費
- ・ 補助率：5分の4
- ・ 上限額：100万円（B、Cの間接補助金額を含む）

【第2段階】

(B) リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策

- ・ 補助対象：リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費
※対象の高年齢労働者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る業務に就いている必要があります。
- ・ 補助率：2分の1
- ・ 上限額：100万円（A、Cの間接補助金額を含む）

(C) リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者を含むすべての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組

- ・ 補助対象：リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等（理学療法士、健康運動指導士等）による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費
※役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります。
- ・ 補助率：2分の1
- ・ 上限額：100万円（A、Bの間接補助金額を含む）

<コラボヘルスコース>

コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要する経費について補助が受けられます。

補助対象となる取組	取組の詳細
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置

- ・補助率：4分の3
- ・上限額：30万円

3-4. 対象者

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です。

- ・1年以上事業を実施していること
- ・役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること

<中小企業事業者の範囲>

業種	常時使用する労働者数（※）	資本金（※）
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業・建設業・運輸業、 農業、林業、漁業、 金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

3-5. 申請の流れ

申請書類は、郵送またはJグランツで提出します。

コースによって、次のように申請の流れが異なります。

コース	申請の流れ
熱中症対策コース コラボヘルスコース	交付申請 → 交付決定 → 熱中症対策またはコラボヘルスの実施 → 支払い請求 → 補助金交付
専門家総合対策コース	第1段階（リスクアセスメント）の交付申請 → 交付決定 → リスクアセスメントの実施 → 第2段階（設備導入・運動指導等）の交付申請 → 交付決定 → 設備導入・運動指導等の実施 → 支払い請求 → 補助金交付

<申請受付期間>

令和8年5月20日(水)から令和8年10月31日(土)まで

※専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は、令和8年8月31日(月)までとなっています。

■ 4. 東京都の「暑さに配慮した職場環境づくり支援事業」

東京都内にある小規模企業等の場合は、東京都の「暑さに配慮した職場環境づくり支援事業」の活用も検討できます。

この事業では、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う職場において、熱中症予防対策を実施した場合に奨励金が支給されます。

<対象者>

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う職場がある都内小規模企業等

業種	常時使用する従業員数
小売業（飲食業含む）	5人以下
サービス業	5人以下
卸売業	5人以下
製造業・建設業・運輸業 その他の業種	20人以下

【主な要件】

- ・ 本社または主たる事業所が東京都内にあること
- ・ 支給申請日時点において、都内の本社または事業所に勤務している常時使用する従業員であって、かつ、雇用保険の被保険者である者を1名以上、6か月以上継続して雇用していること
- ・ 支給申請日前日から起算して過去5年間に重大な法令違反等がないこと

- ・労働関係法令の要件を満たしていること
- ・厚生労働大臣の指針に基づくセクシャルハラスメント等の防止措置を取っていること 等

<対象となる取組>

以下の (1) から (3) の取組をすべて実施する必要があります。

- (1) 厚生労働省 [「職場における熱中症予防基本対策要綱 \(PDF : 216KB\)」](#) に規定する取組の実施

ア WBGT 値 (暑さ指数) の活用

イ 熱中症予防対策 (作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育)

- (2) 熱中症予防対策に資すると認められる物品の購入

【例】WBGT 指数計、ミストファン、スポットクーラー、冷風機、除湿機、電動ファン付き作業服、冷却ベスト、水冷服、遮熱ヘルメット、心拍等身体データ計測器等

- (3) 上記取組 (1) 及び (2) に係る報告

※令和 8 年 3 月 5 日以降の取組が対象です。

<奨励金額>

20 万円

<事業スケジュール>

令和 8 年度中に 4 回に分けて事前エントリーによる受付が行われます。

各回の事業スケジュールは、次のとおりです。

回	事前エントリー 受付期間	奨励金対象事業の 取組実施可能期間	支給申請受付期限	予定受付事 業者数
第 1 回	令和 8 年 4 月 27 日 ～ 令和 8 年 5 月 13 日	令和 8 年 3 月 5 日 ～ 令和 8 年 9 月 30 日	取組終了後 ～ 令和 8 年 11 月 30 日	250 社
第 2 回	令和 8 年 6 月 22 日 ～ 令和 8 年 6 月 26 日	令和 8 年 3 月 5 日 ～ 令和 8 年 11 月 30 日	取組終了後 ～ 令和 9 年 1 月 29 日	300 社
第 3 回	令和 8 年 8 月 24 日 ～ 令和 8 年 8 月 28 日	令和 8 年 3 月 5 日 ～ 令和 9 年 1 月 31 日	取組終了後 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	300 社
第 4 回	令和 8 年 10 月 19 日 ～ 令和 8 年 10 月 23 日	令和 8 年 3 月 5 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日	取組終了後 ～ 令和 9 年 5 月 31 日	150 社

※各回とも、事前エントリー・支給申請の締め切り時刻は 17 時です。

※事前エントリーは先着順ではありません。予定数を超えた場合は抽選となります。

<申請の流れ>

申請手続きは、電子申請システム「J グランツ」を通じて行います。J グランツの本奨励金の事前エントリー画面から、事前エントリーを行ってください。事前エントリーの結果は、受付期間終了後、おおむね7営業日以内に事務局から J グランツ上で通知されます。

事前エントリーを通過した事業者は、各回で定められた奨励金対象事業の取組実施可能期間内に事業を実施し、取組完了後、申請受付期間内に支給申請を行います。

支給が決定したら、奨励金請求フォームから奨励金の請求をします。事務局の確認が完了した日から1か月程度で、奨励金が指定口座へ振り込まれます。

■ 5. 最後に

熱中症対策義務化により、多くの事業者で設備導入や職場環境改善の必要性が高まっています。熱中症対策は従業員の健康を守る重要な取組ですが、設備導入や職場環境改善には費用がかかります。こうした負担を軽減するためにも、エイジフレンドリー補助金や自治体の支援制度を積極的に活用してみてはいかがでしょうか。

<参考>

▼エイジフレンドリー補助金（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

▼暑さに配慮した職場環境づくり支援事業（東京都）

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/wbgt/file.html>

<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は2026年6月22日時点の自治体Webサイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。

～行政サービスに強いアスコエパートナーズのおすすめ無料サービス～

◆人事異動のたびに書類準備でバタバタしていませんか？

人事異動シーズンの手続きをもっとスムーズに「申請サポートプラス」

退職・転職・休職などの際に必要な「給与所得者異動届出書」を、Web フォームに沿って入力するだけで自動生成。全国の市区町村で使える eLTAX 様式準拠で、書類の取り寄せや様式の確認も不要です。

▶詳しくはこちら <https://dl-successnet.kalep.net/services/h6x4210c8f1e>

◆補助金を調べるのに時間がかかっていませんか？

自社に合った補助金を調べたい方に「補助金ナビ」

キーワード・地域・お困りごとなどから、活用できる補助金を無料検索。制度の概要もわかりやすく表示され、事業計画や資金調達の検討に役立ちます。

▶詳しくはこちら <https://dl-successnet.kalep.net/services/ju-7btuw9u35>